

綾瀬市事業所用太陽光発電設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球にやさしい社会の実現に向け、環境保全意識の高揚を図るとともに自然エネルギーの有効活用に資するため、新たに事業の用に供する建築物等に太陽光発電設備を設置する事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件に適合する太陽光発電設備（以下「補助対象設備」という。）を前年度の3月1日から当該年度の3月15日までに設置した事業とする。

- (1) 建築物の屋根等への設置に適した、電力会社の配電線と連系する太陽光発電設備であるもの。
- (2) 未使用品であるもの（中古品は対象外）。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内にある事業の用に供する次の各号のいずれかに該当する建築物に補助対象設備を設置する個人、団体又は法人とする。

- (1) 自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物
- (2) 賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けている店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物で、その所有者から補助対象設備を設置することに同意を得ているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者とはしない。

- (1) 市税（市税に係る延滞金を含む。）に未納があるもの。
- (2) 綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付要綱及び綾瀬市共同住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けることができるもの。
- (3) 補助対象事業において本要綱に基づく補助を受けているもの。

(4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当するもの。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、1kW当たり1万円に、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力で、日本産業規格又はIEC等の国際規格に基づくもの）を乗じて得た額とする。ただし、当該額が30万円を超えるときは、30万円を限度とし、補助金の交付額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

2 前項の太陽電池モジュールの最大出力の単位は、kWとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、発電設備の設置後、当該年度の4月1日から翌年3月15日までに、事業所用太陽光発電設備設置補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、4月1日又は3月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、それぞれその翌日とする。

(1) 設置場所を示す地図（事業所の場所を特定できるもの）

(2) 補助対象事業にかかる工事請負契約書の写し

(3) 補助対象工事の内訳書（第2号様式）

(4) 建築工事請負契約書等の写し（新築の場合のみ。建築物の所在地及び所有者が確認できるもの）

(5) 申請者が賃貸借契約又は使用貸借契約により建築物を借り受けている場合は、その所有者の補助対象設備を設置することに関する同意書

(6) 発電設備の設置費に係る領収書の写し若しくはこれに代わるもの

(7) 太陽電池モジュール製造番号

(8) 電力会社発行の「特定契約のご案内」

(9) 発電設備の設置状態を示すカラー写真（建物全体の写真。設置した太陽電池モジュールを確認できる写真。パワーコンディショナの全体及び型式等が掲載されている銘板の写真）

(10)暴力団排除に係る誓約書兼同意書（第3号様式）

(11)役員氏名一覧表（別紙様式）（団体又は法人の場合のみ。）

(12)その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、交付の適否について、事業所用太陽光発電設備設置補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

（補助金の交付等）

第8条 第6条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに事業所用太陽光発電設備設置補助金交付請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業所用太陽光発電設備設置補助金交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、30日以内に補助金を交付する。

（交付決定の取消し並びに補助金の返還）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 交付決定者が、この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（現地調査）

第10条 市長は、補助対象事業を適正に執行するため、補助対象設備の設置の状況を設置場所において調査することができる。

（財産の処分の制限）

第11条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は、10年とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの 4 年とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの 2 年とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日までの 8 年とする。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、令和6年4月1日から令和15年3月31日までの9か年とする。